

第4期宍粟市地域福祉計画（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

第4期宍粟市地域福祉計画（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和6年12月9日（月）から令和7年1月15日（水）まで

3. 事務局

健康福祉部社会福祉課

4. 募集の趣旨

宍粟市では、「社会福祉法」に基づき、地域福祉の充実にに向けた取り組み等を推進するため、5か年を1期とする「宍粟市地域福祉計画」を定めています。

このたび、第4期宍粟市地域福祉計画（案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。提出されたご意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

5. 公表資料（別添参照）

- (1) 第4期宍粟市地域福祉計画（案）
- (2) 第4期宍粟市地域福祉計画（案）概要版

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
健康福祉部社会福祉課	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、年末年始、毎月末日、特別整理期間を除く）
市公式サイト	令和7年1月15日まで終日

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先	
持 参	健康福祉部社会福祉課	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、年末年始、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵 送	健康福祉部社会福祉課まで郵送してください。 〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 健康福祉部社会福祉課 宛	
ファックス	0790-63-3140	
電子メール	chiikifukushi-kk@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	意見入力フォームより送信してください。	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。